

公益財団法人北海道体育協会情報公開事務取扱要領

(平成10年4月1日専務理事決定)

北海道情報公開条例施行に伴い、公益財団法人北海道体育協会情報公開に係る事務処理について、出資法人等情報公開要領（平成10年3月31日企画総務部長決定）の定めに基づき、準ずるものとする。

なお、公益財団法人北海道体育協会情報公開事務処理の担当課は総務・会計課とする。

また、「情報公開制度に係るコピー料金の設定」については、別添資料に基づき（A4版基準）1枚10円とする。

別添資料

- ・北海道広報 北海道情報公開条例
- ・出資法人等条項公開要領（H10.3.31 道教育長決定）

附 則（平成24年3月29日 改正）

この要領は平成24年4月1日から施行する。